明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○ヒトＥＳ細胞の分配及び使用に関する指針（**文部科学**一七四）　一
○ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針（**文部科学・厚生労働**一）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**四四五）　一五
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**同**四四六）　二〇
○薬事法施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件（**同**四四七）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器を定める件（**同**四四八）

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構平成二十五事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、弁理士登録、企業年金基金変更関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四九